

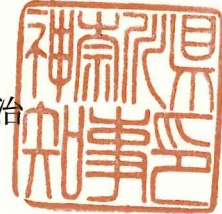
平成 30 年 3 月 1 日

一般社団法人 神奈川県経営者協会
会長 石渡 恒夫 様

神奈川県労働局長 姉崎 猛



神奈川県知事 黒岩 祐治



「労働条件適正化月間（新年度のスタートに向けて）」の実施について（依頼）

日頃から県内の雇用・労働行政の推進に対し、御理解、御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、近年、賃金不払残業など若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する問題が社会的に注目されている状況において、新卒者等の就労環境確保対策の強化は喫緊の課題となっているところです。

また、有期雇用契約が通算 5 年を超えて繰り返し更新された場合に、労働者の申込みにより無期労働契約に転換する「無期転換ルール」が、平成 30 年 4 月から本格的にスタートします。

そこで、今般、新たに労働者を雇用する企業が、労働基準法等で定める法定労働条件を遵守し、働く方々が安心して働ける環境を整備していただくために、神奈川県労働局及び神奈川県においては、平成 30 年 3 月を「労働条件適正化月間」と位置づけ、労使をはじめとする関係者に対して、集中的な周知啓発等を行うことといたしました。

つきましては、「労働条件適正化月間」リーフレットについて貴団体傘下の会員並びに関係者への周知についてお力添えいただきますようお願いいたします。

問合せ先

神奈川県労働局労働基準部監督課 監察監督官 下川
電話 (045) 211-7351